

能美市回答書

2020年9月30日

市長・町長 殿

石川県社会保障推進協議会

代表委員 飯森 和彦

同 奥村 回

同 桶間 諭

同 橋本 明夫

同 松浦 健伸

住民のいのちと健康、福祉を守るために 社会保障施策の拡充を求める要望書

貴職におかれましてはますます御清栄のことと存じます。住民に開かれた行政のために労を惜しまぬ御尽力に心から敬意を表します。

私たちは、今年20年を越える自治体キャラバン行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求の実現を市町に要請し、多くの要望を実現してきました。また、地域住民のいのちと暮らしを守るために、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてきました。

私たちは、安心して暮らし続けられる地域づくりのためには、主人公である住民と住民の健康・生命・暮らしに責任をもつ自治体とが協力・共同して、その地域の特性を生かしたサービス・制度をつくりあげることが重要であると考えています。その立場から、私たちは、住民が笑顔で安心して暮らせるようにしていくために、そして、住民のいのちと健康、暮らしを守るために、以下の事項の実現を要望するものです。

記

★「重点要望事項」（懇談はこの重点要望事項に絞って実施します）

I. 新型コロナ感染拡大から住民のいのちと暮らしを守る施策について

★(1)自治体の職員を増員し、これまで以上に緊急時に住民の安全確保や救援にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

【回答】効率的で効果的な行政運営を念頭に、事業実施に必要となる定員を確保するための採用、配置に努めています。

★(2)国に対して特別定額給付金の追加給付を強く要請してください。

【回答】新型コロナウイルス感染症の拡大による地域経済や雇用・就業等の状況を見据え、国や県の動向を注視してまいります。

★(3)新型コロナ感染拡大で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国に働きかけてください。自治体として医療従事者や介護従事者はじめ必要に応じてPCR検査がうけられるよう拡大してください。

【回答】市立病院では外注せず検査結果を短時間で出せるように、PCR検査機器の導入を予定しています。また、季節性インフルエンザの時期を迎えるにあたり、感染症疑いの患者とそれ以外の患者の接触が起こらないよう、感染症専用に対応する診療スペースの拡充を図ることにしています。

★(4)マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを石川県と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。

【回答】企業等からの寄附を含め、マスクやフェイスシールド、消毒液については、医療機関及び介護事業所等に配布させていただきました。今後も必要に応じ、配布を検討してまいります。また、希望がある場合は、防護服、ゴーグルを提供いたします。

★(5)患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・石川県に求めてください。

【回答】国の第二次補正予算で「就労系障害福祉サービス等の機能強化事業」が制定され、その事業内容の一つに「生産活動活性化支援事業」があります。都道府県が実施主体となり、就労継続支援事業所に対し、令和2年1月以降、①1ヶ月の生産活動収入が前年同月比で50%以上減少した月があること、または②連続する3ヶ月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間があることを条件として、1事業所あたり50万円が上限の助成を行います。

能美市でも「就労継続支援事業所活性化支援事業」を独自に実施し、令和2年4月から9月までの間のいずれかの月の売上額が前年同月比で30パーセント以上減少している市内の事業所を対象に1事業所あたり10万円の助成を行います。

【回答】市内にある通所介護事業所に対し「通所介護事業所応援事業」を独自に実施します。3月審査分（2月サービス）の費用額を基準に5月審査分（4月サービス）または、6月審査分（5月サービス）で費用が30%以上減少する事業所に1事業所あたり10万円の助成を行います。

【回答】市立病院にはコロナ対応体制の確保に対する県協力金や病床を確保することによる支援金が助成されていますが、減収による補填を貰える額ではありませんので、引き続き経営が安定するよう、関係等との協議や確認等を行っていきます。

★(6)新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を商工会議所などの諸団体の協力をえて、制度を知らせ、利用を促進してください。

【回答】制度につきましては、市ホームページや広報のみに掲載しており、全世帯への個別通知も行い周知しております。商工会議所等の諸団体に対しましては、問い合わせがあれば協力していきたいと考えております。

★(7)新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

【回答】傷病手当金は、被保険者が労務に服することができなくなった場合、その期間、一定額を支給することによって生活を保障する制度です。事業主などは傷病手当とは別の支援制度があります。また、支給対象者につきましては国で示された基準に基づいて行っております。

国保制度は、様々な就業形態の被保険者が加入していることをふまえ、傷病手当金については、保険財政上余裕がある場合などに条例等を制定して行うことができます。新型コロナウイルス感染症以外の傷病につきましては、厳しい財政状況の中では実施は困難です。

★(8)国の行った通所サービス等の報酬請求「特例措置」によって負担が増加する利用者に対し、その負担増分を補助してください。

【回答】特例措置は利用者の事前同意に基づくものであるため、助成については考えておりません。

★(9)「自肃」や閉じこもりにより生活後退や状態悪化が生じている高齢者に対し、迅速な実態把握と必要な支援（一部負担減免制度の拡充、在宅介護サービス利用料助成制度の創設・拡充）を行ってください。

【回答】閉じこもりによる生活不活発に起因する状態悪化を予防するため、高齢者を対象とした「のみ・のびのび体操」のちらしを全戸配布し、楽しく実施できる「お茶の間体操」をケーブルテレビで放送しました。両体操の画像の市HPの掲載、ダビングサービスの実施のほか、再開された地域の集いの場で介護予防を進められるよう両体操のDVDを各町いきいきサロンへ配布を進めております。介護サービスを受けている高齢者に対しては、必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所を中心に代替サービス等の提供をお願いしています。

★(10) 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

【回答】避難所における感染症対策に対応するため、国や県の資料や指針等を参考に避難所運営マニュアルを更新したほか、避難所には飛沫感染等による感染を防ぐため、パーテーションや段ボールベッドなどの資材の整備も進めております。このほか職員の勉強会や実地での運営シミュレーションを繰り返し実施していくことで、職員の避難所での対応スキルの向上とマニュアル等の磨き上げを図っております。

また、自然災害等への備えやコロナ禍における避難の考え方等について、毎月の広報紙で周知しております。

★(11) 新型コロナ感染拡大を防止するために「20人学級」を実現してください。

【回答】「20人学級」を進めるには、学校にそのための空き教室があるのかという施設上の課題もあります。また、教員不足が問題になっている中の教員の確保という問題もあります。その他財政上のことも含め、実現するためには様々な課題があり、これらのことは市独自で解決できるものではないと認識しています。

少人数学級の実現をすすめていくには、国の法整備による教職員定数改善と教育予算拡充がまず必要だと考えます。

II. 子育て支援について

★(1) 2018年度金沢市は、生活困窮世帯と一般世帯の子どもの生活実態を明らかにする「子どもの生活実態調査」を実施しました。貴自治体として金沢市と同趣旨の調査を実施してください。その調査を下に「対策計画」を策定し、対策を進めてください。

教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」を自治体として実施してください。またNPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】能美市では、平成29年3月に「能美市 子ども・若者の生活に関するアンケート」、平成31年3月に「ひとり親世帯の生活状況等に関する調査」と「子ども・子育て支援事業に関する調査」を実施し、分析結果を令和2年3月に「第2期子ども・子育て支援事業計画」に盛り込み、「子どもの貧困計画」と「自立促進計画」の性格も併せ持つ計画としました。

学習支援では、希望するひとり親家庭（小学4年生～中学3年生の児童生徒対象）に対し、学習支援事業を実施し、学習支援や進路相談等サポートを行っています。また、夏季学習支援時には社会福祉協議会の「学習応援弁当」、冬季学習支援時には小学生と調理を行い、中学生にも食べてもらっており、長期休暇中の「居場所づくり」や食事サポートの面を併せ持つ事業としています。こども食堂の取り組みとしては、能美子ども食堂ネットワークと連携し、ゆるやかな協働体制のもと、必要時支援を行っています。

(2) 石川県子どもの医療費助成制度について、①助成対象年齢を中卒まで拡大すること②1000円の自己負担を廃止すること、③所得制限を廃止することを求める意見を上げてください。

【回答】：これらの要望については、県の市長会を通じて要望しております。

★(3) 小中学校の給食費を無料にしてください。当面、第二子以降の学校給食を無料にしてください。

【回答】学校給食費に関しましては、食材費相当額のみを保護者の皆さんにご負担していただいており、人件費や光熱水費等運営に係る経費に関しましては、公費で対応しております。学校給食費は、憲法第26条や学校給食法第11条に示されている通り、義務教育の無償化の対象にあたりませんので、学校給食費の無償化については考えておりません。多子世帯に対する支援を行うことも現在検討しておりません。

(4) 就学援助制度の改善

①就学援助の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。2018年10月から実施されている生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が切り捨てとならないようしてください。

【回答】令和元年4月から対象を非課税世帯から生活保護基準の1.3倍に拡充し、対象範囲を広げております。また、拡充に伴い認定者は増えています。

生活保護基準引き下げにより現在の対象者が対象外になることはありません。

②申請の受付は、学校だけでなく市町の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【回答】学校の他に、教育委員会でも受付は可能です。民生委員からの証明は必要としません。

年度途中でも申請できることの周知につきましては、4月に学校をとおして、全児童生徒の保護者にチラシを配布し、HP等でも同様に周知しています。

③就学援助給付の学校給食については学校給食費の全額を給付してください。

【回答】能美市は、学校給食費の全額を給付しております。

④就学援助給付の学校給食については加賀市が実施しているように「現物給付化」してください。

【回答】昨年同様に、学校ごとの給食会計の運用が異なるため「現物給付化」をすることは考えていません。

(5) 幼児教育・保育の無償化に伴い、国の基準月額4500円の副食材料費は公的給付の対象から外され、保育施設が実費徴収することになっています。（生保世帯・第3子、年収360万円以下は免除）副食材料費の実費を無償にしてください。

【回答】能美市では、市内施設利用者の副食費を4,000円とし、18歳未満の児童から数えて、第3子以降の全ての児童の副食材料費は無償とし、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を拡充しております。

(6) 保育環境や保育士の配置基準等を拡充してください。保育士の待遇改善を直ちに実施してください。市町単独事業で財政的な支援を行ってください（待遇改善助成金制度、福祉職員住居費助成、住宅確保助成、家賃補助制度など）。

【回答】：能美市としては子どもの安心・安全のために配置基準を緩和せず運営に努めています。早朝保育や延長保育時間のほか通常保育時間帯でも、短時間勤務者の雇用を増やし、複数人での保育を実施しています。更に今年度は、市内全保育園においてICT化へ取り組み、保育業務支援システム「コドモン」を導入し、園児の欠席報告やお知らせ配信等職員の事務処理の軽減に努めています。

(7) 2019年度の乳幼児健診（前期乳児検診・後期乳児検診・一歳半健診・三歳児健診）の対象児童数と受診児童数・未受診児童数をお知らせください。

【回答】【令和元年度乳幼児健診】

4か月児健診 対象者338人、受診者332人、未受診6人

1歳8か月児健診 対象者383人、受診者数361人、未受診22人

3歳6か月児健診 対象者424人、受診者数400人、未受診24人

（※未受診者については、家庭訪問等で状況確認を実施）

(8) 学校健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況の把握と、歯科については「齶歯（虫歯）が10本以上」ある状態になっている児童・生徒の実数を調査してください。学校健診で「要受診」と診断されたにもかかわらず、未受診となっている児童・生徒が確実に受診できるよう具

体的な要因の調査と対策を講じてください。眼鏡については全国的に補助制度もあることから、自治体として補助制度を創設してください。

【回答】能美市の小中学生のうち、学校健診で「要受診」と診断された児童生徒の受診状況は、保護者に発行した「お知らせカード」に「治療済み」印が入ったものの返却状況によって把握しております。歯科については、今年度の健診はまだ終了していませんが、昨年度は、能美市全体で9名が10本以上の齲歯があるとの報告が出ております。

未受診の要因は、以前から通院している場合は、新たな受診をしなかったり、治療済みカードが返却されないなどの状況が多いです。新規に疾病疑いがある場合は、ほぼ全てにおいて受診している状況です。未受診の児童生徒に対しては、保護者に、再度受診を勧める文書を出す、個人懇談会で直接保護者に受診を勧める、長期休業前の保健だよりで受診を勧める等を行っております。

眼鏡については、9歳未満の小児の治療用眼鏡・治療用コンタクトレンズの作成費用が「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費」として健康保険の適用になると定められているので、能美市でも乳幼児・児童医療費助成制度の適用となります。

III. 介護保険事業・予防事業・総合事業について

★ (1) 介護保険料

①介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引上げてください。

【回答】国が定める標準的な所得段階の区分9段階に比べて市の所得段階区分は14段階と細分化しております。

②介護給付費準備金がある場合は、第8期保険料抑制のためにその全額を繰り入れてください。

【回答】第8期介護保険料については、現在、第8期介護保険事業計画の策定において算定しております。保険料の設定については、基金の活用も含め検討中です。

③非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充してください。当面、年収153万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除してください。

【回答】第1段階～第3段階の低所得者に対しては、公費により保険料の負担軽減が既に実施されており、免除の拡充は考えておりません。

(2) 介護利用料・補足給付について

①介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度を創設・拡充をしてください。

【回答】能美市では、低所得者の訪問介護サービス利用料の助成事業を実施しております。

②補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、支払い能力がない人に対しては措置制度を活用して救済してください。

【回答】介護保険施設の居住費・食費補助が対象外になった方に対して、一定の要件を満たす方は特例減額措置の制度で対応しております。

③グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）、小規模多機能型居宅介護の利用者についても部屋代・食事代を軽減する制度をつくってください。

【回答】グループホーム、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護については、入居している居室が自宅とみなされるため、助成等については考えておりません。

④区分支給限度基準額について、一人暮らしの認知症の方など、一定の要件に該当する人については、単独事業として、引き上げを行い在宅生活を支えてください。

【回答】区分支給限度基準額を超えて介護保険サービスを利用したい方の家族構成や状況等は多岐に渡ると考えております。そのため、一定の要件というのは設定しがたく区分支給限度基準額の引き上げについて考えておりません。

(3) 介護保険利用の際の手続き

①介護保険利用の相談があった場合、相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。総合事業では、先に「基本チェックリスト」ありきではなく個々の状況に応じた対応をしてください。

【回答】能美市は、相談・申請は全て、あんしん相談センターが窓口ですので、専門職の対応となっています。あんしん相談センターによる総合相談にて、利用者やご家族と相談のうえ対象者の状況に応じて介護保険を申請しています。

②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

【回答】介護予防ケアマネジメントの居宅介護支援事業所の委託は可能としています。現行相当サービスのケアマネジメントは現行と同額です。

③訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

【回答】総合事業の訪問型サービスは利用者の状態を勘案し、あんしん相談センター等の支援計画に基づき実施しています。利用回数は週1~2回程度を目安に利用者の状況に応じて週2回を超える程度の単価設定も設けております。

(4) 基盤整備について

①入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを増やしてください。

【回答】特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護、認知症対応型居宅介護等の施設の整備につきましては、近年整備が進んでいるサービス付き高齢者向け住宅等の状況を見ながら、介護保険事業計画に基づき必要量を確保していきたいと考えております。

②特養ホームに要介護1・2の人が入所できる「特例入所」について、個々の事情に即して柔軟に対応してください。

【回答】特例入所については、石川県が作成した「指定介護老人福祉施設入居指針」に基づき、個々の事情に即して対応しております。

③一人暮らしで重度の要介護状態になっても住み慣れた自宅に最期まで暮らし続けられるための仕組みを各中学校区（日常生活圏域）ごとに作るための整備目標（小規模多機能居宅介護、定期巡回随時対応型介護看護等を含む訪問・通所・短期入所基盤整備及び医療連携等）について第8期計画に盛り込んでください。

【回答】能美市では、第8期介護保険事業計画に、地域特性に応じた介護基盤の整備計画を盛り込み、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいきます。

(5) 総合事業について

①多様なサービス（緩和型サービス、住民主体型サービス等）への移行促進を改め、要支援者の希望に基づき従前のホームヘルパー、デイサービス（従前相当サービス）が利用できるようにしてください。

【回答】ケアマネジメント担当者によるアセスメントに基づき、ケアプラン会議で複数の専門職がプラン検討を行ったうえで、要支援者の必要に基づいて、従前のサービスが必要な方には利用していただいております。

②緩和型サービスであっても訪問介護員等専門職が提供する場合は、従前相当サービスを下回らないサービス単価とするようにしてください。

【回答】各サービス単価については、近隣市町の状況および消費増税等を勘案しつつ、市として単価を設定しております。

(6) 介護職員確保について

介護職員の確保をすすめるための施策の実施をしてください。

★①「介護労働者の実態調査」を介護安定センターに準じた内容で実施してください。

【回答】同様の調査を実施する予定はありませんが、次期の「第8期介護保険事業計画」策定に向け、「事業所利用状況調査」を実施しています。

★② 介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

【回答】「介護・福祉の仕事の魅力発信事業」や「福祉の仕事マッチングサポート事業」など県の事業を紹介する等県や社協と連携して進めていきます。

★③ 介護人材の不足を解消するため、自治体として大阪府茨木市、新潟県柏崎市のように、家賃補助や夜勤手当などを自治体として補助してください。

【回答】次期の「第8期介護保険事業計画」策定において、「事業所利用状況調査」を実施し、支援の方策について検討を行っています。

(7) 国に対して、介護保険制度への下記の意見をあげてください。

① 国の調整交付金を介護保険とは別枠にして国負担を介護給付費の25%に引き上げること。
(町村会・市長会の国への意見の通り)

【回答】調整交付金については、市長会を通じ毎年度要望しております。

② 特養ホーム入所基準を元に戻すこと。

【回答】制度に基づいて事業を実施していきます。

★③ 要介護1・2の保険はずし(総合事業化)を行わないこと。

【回答】国の制度や近隣の市町の動向を注視していきます。

★④ 補足給付(非課税世帯の人の食事・部屋代軽減)の後退(以下の通り)を実施しないこと。

(年金月額10万円を超える人の施設利用者負担を大幅に引き上げ、特別養護老人ホームの相部屋(多床室)でも4割近く引き上げ月2万2千円の負担増、ショートステイは、食費を1日あたり210円～650円引き上げ、現在、預貯金等制限を1000万円から、所得段階別に650万円～500万円に引き下げ)

【回答】国の制度に基づき実施していきます。

⑤ 介護従事者処遇加算を全額国庫負担方式によるに戻すこと。

【回答】国の制度を注視していきます。

IV. 高齢者医療・福祉の充実について

(1)後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

【回答】保険料滞納者に対しては、電話による納付勧奨等、接触を図り生活実態を確認し、保険料の分納相談を行いながら徴収に努めています。また、保険証の取り上げなどは行っていません。短期保険証については、6か月の保険証を設けていますが、期限が切れることなく交付しています。

(2)東京都日の出町、石川県川北町のように、75歳以上の高齢者医療費無料制度を実施してください。当面、後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の人の医療費負担を無料にしてください。

い。

【回答】75歳以上の高齢者の医療費を無料とした場合、能美市では約7.5億円以上必要と見込まれます。昨今の厳しい財政状況の中では実施は困難です。後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税者は約2,300人であり、厳しい財政状況の中では医療費の無料化は困難です。

(3)後期高齢者医療制度に加入しない65~74歳の障害がある人には障害者医療費助成制度を全額適用してください。

【回答】能美市では障害者手帳3級以上の方については年齢制限を設けず医療費助成の対象としています。

(4)配食サービスは、最低毎日1回は実施し、事業所助成額を増やし、利用者の自己負担額を大幅に引き下げてください。

【回答】配食サービスは、食の確保と見守りの観点から実施しております。必要な方にサービス提供をしていきます。

(5)高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を実施してください。

★①補聴器購入費助成制度を創設してください。

【回答】補聴器の助成につきましては、高度・重度難聴による聴覚障害で身体障害者手帳を所持している方に補装具の給付として制度化されており、基準に該当すれば低負担で給付を受けることができます。身体障害者手帳の対象となりにくい軽度・中等度難聴者の方の補聴器の助成については、現在全国市長会議において、対象範囲の拡大への見直しが提言されており、引き続き注視していきます。

★②高齢者の「熱中症の予防の実態調査」（猛暑の時、どのように過ごしているか等）を実施して対策を立てるようにしてください。そして福島県相馬市のように、65歳以上の住民税非課税世帯の人にも、生活保護利用者に準じてエアコン購入費（買い換え費も）などの補助を行う仕組みを創設してください。

【回答】熱中症予防については、民生委員が日頃の見守りにより状況の確認をしており、気になる人はあんしん相談センターにつなげるよう支援をしています。また、エアコン購入を希望する場合は生活福祉資金の貸付を紹介する等の支援をしていきます。

③高齢者や障害ある人には、公共交通機関利用料を無料・低額にする仕組みを創設してください。

【回答】地域巡回バス（のみバス）は、年齢・障害の有無・距離には関係なく100円のワンコインで利用できます。また、高齢者は「シニアバス券」、障がいのある方は「障がい者バス券」が優待料金となっています。また、障害のある方には、福祉タクシー利用助成事業を実施しています。

④高齢者団体やサークルが健康予防活動、文化・趣味活動などを積極的に行うために、公的な集会場や会議室などの利用料金を減免する仕組みをつくってください。

【回答】介護予防に関する教室は市内公共施設を会場としています。該当する団体には施設利用料を減免する仕組みが整っています。

⑤宅老所・街角サロンなど高齢者の「居場所」づくり（通いの場）への助成（家賃・光熱費助成など）を実施・拡充してください。

【回答】令和2年度から、のみ地域力強化支援ファンドが創設されました。助成対象活動として、高齢者を含めた、世代や属性を限定しないつながりの場づくりをしている活動には、活動費等助成金ができる仕組みができました。

ひとり暮らし、高齢者世帯などへの安否確認のため緊急通報システム設置事業や配食サービス事業を行っているほか、シルバー人材センターに登録しているちょこっとお助け隊員が日常生活上の軽微な作業を担う高齢者ちょこっとお助け隊事業も行っております。必要に応じて制度の検討を行っています。

⑥ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物、ゴミ出し（個別収集）、除雪など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】地域福祉委員会等を中心とした住民主体の生活上の困りごとに対する助け合い活動の基盤を整備し、助け合いの地域づくりを推進しています。また地域からの相談や個別の相談を通じて、地域の課題から必要な仕組みづくりや施策化の必要性等について既存の支援制度だけではなく、支援の充実に向けて定期的に協議しています。

⑦高齢者や障害ある人などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどを増車・増便してください。

【回答】上記⑤回答と関連：助成対象活動として、車がなくても安心して暮らせる仕組みづくりの1つとして移送支援が助成対象活動となっております。活動支援の充実に向け、財源を確保できる仕組みができましたので、地域の課題に応じた支援の充実に取り組みます。

⑧後期高齢者の医療費2割負担反対の意見を国にあげてください。

【回答】後期高齢者が必要な医療を受ける機会を確保するという観点と、後期高齢者の医療費が増え続けているという現状から、制度を取り巻く状況をふまながら今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

⑨災害から、住民のいのちと安全を守るために、避難準備・避難勧告時に要介護高齢者・障がいある人、認知症高齢者の皆さんの移動・移送体制（担当者の明確化）、支援体制の確立、避難所の内容の充実〔ベットやトイレ、冷暖房、プライバシー確保（避難用テントの整備）、車椅子等々〕してください。

【回答】能美市地域防災計画「個別マニュアル（要配慮者班）」に基づき要配慮者への情報提供、安否の確認、避難のための支援、避難所の整備等について市と各町（内）会及び関係機関が連携し、適切な支援を実施しています。

★(7)国に対して、年金制度への下記の意見をあげてください。

①年金引き下げはやめること。際限なく年金を引き下げる「マクロ経済スライド」は廃止すること。

【回答】「マクロ経済スライド」を廃止すると将来の現役世代の負担が過重なものとなると考えられるため、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

②年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。

【回答】国の動向を見守ってまいります。

③年金の隔月支給を国際基準の毎月支給に改めること。

【回答】今後の国の動向を見守ってまいります。

④全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分3万3千円をすべての高齢者に支給すること。

【回答】財源の確保や公平性の観点から、国の動向を見守っていきたいと考えております。

⑤年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。

【回答】今後の国の動向を見守ってまいりたいと考えます。

V. 障害者控除認定制度について

(1)介護認定者・家族に①障害者控除認定制度とはどのような制度か、②障害者控除認定制度の認定を受けると「所得125万円（65歳以上の場合、年金収入245万円まで）は住民税非課税となる」と「住民税非課税となると医療や介護の負担が軽減されるケースが多くなる」ことを知らせてください。

【回答】全ての介護認定結果通知および負担割合証の更新通知にチラシを同封しています。

(2)かほく市・宝達志水町・羽咋市・津幡町・内灘町のように、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」に申請があつたものとみなして「障害者控除認定書」を送付してください。

【回答】能美市の基準に照らし、申請者に対して「障害者控除対象者認定書」を発行しています。
対象者個別の認定書送付は考えておりません。

(3)上記が実施できない場合でも、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」全員に、「制度のQ&A」と「障害者控除対象者認定申請書」を送付してください。

【回答】全ての介護認定結果通知および負担割合証の更新通知にチラシを同封しており、市広報、市ホームページ、ケーブルテレビの文字放送での周知を図っていますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

VI. 国民健康保険制度の改善について

1. 保険料（税）について

(1)保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料（税）に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答】特別会計は特定の収入で特定の支出を賄うもので、一般会計からの繰り入れは、国民健康保険被保険者以外の市民にも負担を求めることとなります。今年度は保険税を引き下げましたが、急激な保険税の負担増とならないために基金を活用しています。今後も被保険者の減少や医療費の推移をみながら税率決定をしてまいります。

★(2)18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】保険税のうち、平等割と均等割については、世帯内の加入者数と加入者の所得状況により7割・5割・2割軽減の適用があり、世帯の被保険者の所得額と被保険者数に基づき低所得世帯に適用しております。加えて、18歳未満の被保険者数の均等割額を全額減免した場合、国民健康保険特別会計に与える影響が大きく昨今の厳しい財政運営の中、実施は困難であります。

(3)国保料（税）の減免制度を活用できるよう改善してください。具体的には、①障害世帯減免、②多人数世帯減免、③一人親世帯減免、④寡婦世帯減免、⑤高齢世帯減免、⑥低所得世帯減免（前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯）等の減免制度を設けてください。

【回答】能美市においては、能美市国民健康保険税条例、能美市国民健康保険税減免要綱に基づき減免を実施しております。減免については、あくまでも納税者の担税力の有無により決定すべきと考えますので、対象を限定した基準で行うのではなく、納税相談等で個々の状況を把握し調査したうえで減免要綱に基づき対応したいと考えております。

2. 保険料（税）滞納者への対応について

(1)資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、母子家庭や障害ある人のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

【回答】資格証明書の発行は、可能な範囲で納税いただくことを目的としたものであり、被保険者間の公平性と保険事業の適正な運用を図るため発行しております。発行に当たっては、事前調査において、保険税軽減適用の有無、障害者の有無、医療機関の受診状況、分納誓約の有無とその履行状況等を確認のうえ、対象者を絞り込み、加えて臨戸訪問による納税相談などを実施したうえで行っておりますが、現在対象者はおりません。

なお、資格証や短期証の対象世帯の18歳未満の子どもさんの保険証については、すべて6か月証を交付しております。

(2)窓口で資格証明書が交付されている方が、医療を受ける必要が生じ、医療費の一時払い（10割負担）は困難であると申し出があった場合、国からの通知や先般示された見解を踏まえて、生活状

況などを確認した上で、緊急的な対応として短期保険証を交付してください。

【回答】資格証明書を交付されている方が、医療を受ける必要が生じた場合は、国からの通知を踏まえて対応してまいります。短期保険証の発行につきましては、生活状況を確認し接触を図りながら対応してまいりたいと考えております。

(3)滞納者に対し給付の制限（限度額認定・一部負担減免適用除外等）をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】保険税を納期内納付された方と、長期に渡り多額の滞納となっている方を同様に取り扱うことは、負担や給付において被保険者間の公平性を保つことに反することとなります。

限度額適用認定証につきましては、滞納があっても、納税相談や分納誓約の履行状況等を確認した上で判断し発行しております。一部負担金の減免については、納税相談のうえ、分納誓約の履行状況を踏まえ対応してまいりたいと考えております。

滞納があっても、特別な事情に起因するものであることを申し出ていただければ、即時保険証を発行しております。

(4)保険料（税）を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

【回答】保険税を納期内納付された方と、長期に渡り多額の滞納となっている方を同様に取り扱うことは、負担や給付において被保険者間の公平性を保つことに反することとなります。能美市では滞納者すべてに短期証を交付しているわけではありません。個々の世帯の状況にあわせ短期証を交付しております。

(5)保険料（税）を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】保険税の滞納世帯に対しては、電話催告や文書送付での勧奨を行うとともに、納税相談を通じて世帯状況を把握するよう努めています。分納誓約は、本人の了承に基づき納付可能な額になっており、生活実態を無視した内容ではないと考えております。

差押えにつきましては、差押えになる前に再三、電話や接触を試み最終催告書を送付し実施しています。国民健康保険税以外の市税や料金にも多額な滞納を有している方が多いため、債権管理課と連携し今後も適切に対処することといたします。

3. 一部負担金の減免制度について

窓口負担が払えなくて必要な受診を減らしたり、受診を中断したりする人が増加しています。一部負担減免制度の抜本的な拡充で、必要な受診が確保されるようにしてください。

★①現在の一部負担減免要綱とは別に、低所得のみを理由にした一部負担減免制度を創設してください。

【回答】一部負担減免要綱は設けており、基準を上回る内容となっておりますので、現在のところ変更する予定はありません。

なお、具体的な相談があった場合は、生活保護の必要性も勘案し、福祉課につなげ適切な相談や支援がなされています。

②手続き手順・必要書類など運用に必要な事務手続きを整備し「利用案内」を市内医療機関に送付

すると共に、ケースワーカー、地域包括支援センターに周知してください。

【回答】今後、県内の状況などを参考としながら検討してまいりたいと考えております。

③一部負担減免制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】今後、県内の状況などを参考としながら検討してまいりたいと考えております。

④厚生労働省は2010年9月13日付け通知で、（44条を適用するに当たっては）「保険料の滞納の有無に関わらず、一部負担金減免を行っていただきたい」と表明していることから、保険料の滞納の有無に関わらず、実施してください。

【回答】今後、県内の状況などを参考としながら検討してまいりたいと考えております。

⑤公立病院で低額無料診療施設認定を進めてください。

【回答】市立病院においては定められた適用基準を満たさない非該当の施設となります。診療費の支払いに何らかの支障を抱える患者さんに対しては、担当職員による相談調整を適宜行うことになります。なお、必要に応じて当院の相談員や福祉担当課などとも連携を図ることにしています。

4. 無料低額診療制度利用者の院外処方自己負担の助成（輪島市・羽咋市・能美市・小松市のみ）

無料低額診療制度利用者の、院外処方自己負担（保険薬局の薬代）の助成を実施してください。

【回答】薬剤費等の自己負担に対する助成に限局することなく、無料低額診療の中で行う医療ソーシャルワーカーによる相談対応により、各種福祉サービスの利用や福祉資金の貸付、生活保護の必要性等を検討しながら、治療が継続できるよう支援をしてまいりたいと考えております。

VII. 障害がある人の施策の充実について

★(1)精神保健手帳1級・2級者を心身障害者医療費助成制度の対象にしてください。（入院・外来とも）

【回答】県の制度改正に伴い、令和2年10月診療分から、精神保健福祉手帳1級所持者を心身障害者医療費助成制度の対象としております。2級所持者については現在対象としておりません。

★(2)65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度は助成方法を現物給付（64歳以下同様）にしてください。

【回答】県の制度改正に伴い、令和2年10月診療分より、65歳以上の現物給付を実施しております。

(3)通院精神医療費（自立支援医療制度）制度の患者自己負担を市町単独事業として助成してください。

【回答】実施しています。

VIII. 生活相談総合窓口の設置について

(1)住民の様々深刻な問題に対し、滋賀県野洲市のように「課の枠を超えて関係課等が連携し、問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図る」住民生活相談総合窓口の設置を実施してください。

【回答】平成31年4月より住民の身近な3圏域（根上・寺井・辰口）に高齢者・障がい者・生活困窮者等の総合的な相談を受け止める中核機関としてあんしん相談センターを設置しました。あんしん相談センターの後方支援や行政関係課の連携調整の役割を我が事丸ごと推進課が担っております。市の横糸プロジェクトチームの相談体制検討部会にて行政関係者が連携し、市民の生活相談を総合的に受け止める体制づくりを進めております。

IX. 健診事業・健康づくり事業の推進について

★(1)住民健診・特定健診の受診率を抜本的に引き上げてください。

【回答】健診受診率の向上のため平成30年度より40歳に加え50歳、60歳、70歳の自己負担の無料化や、医療機関健診の自己負担額の引き下げを行い、健診を受けやすくしました。また、(通常であれば健診未受診者対策として、)未受診者への受診勧奨通知の発送等健診受診率向上のため対策を講じています。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集団健診では、密にならないよう人数を制限する等の対策を講じているため、受診者数が限られています。また、日程も限られているため、受診者数を増やすことはできませんが、次年度は、密にならないよう対策を講じながら、できる限り多くの方に受診していただけるよう体制を整える予定です。

★(2)ガン検診の受診率を大幅に引き上げてください。

【回答】(通常であれば、)検診受診率を高めるために、節目年齢の方や不定期受診の方に個別通知にて受診勧奨しています。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集団健診では、密にならないよう人数を制限する等の対策を講じているため、受診者数が限られています。また、検診日程も限られているため、受診者数を増やすことはできませんが、次年度は、密にならないよう対策を講じながら、できる限り多くの方に受診していただけるよう体制を整える予定です。

(3)特定健診は国基準だけでなく、さらに充実させてください。70歳になると健診項目を減らすことは実施しないでください、費用は無料とともに住民が受診しやすいものとしてください。

【回答】市の特定健診は国の示す必須項目以外にも以前から追加項目を取り入れて実施しています。特定健診の対象者(40歳~74歳の方)については、健診項目の内容は全て同じです。特定健診の自己負担については前述のとおり節目年齢の無料化や医療機関健診の自己負担額引き下げを実施しています。

(4)がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料にしてください。

【回答】がん検診の内容については、国が対策型検診と認めている検査の他に、40歳以上の胃内視鏡検査、肺CT検査、前立腺検診を実施しています。また、がんの集団検診は、総合健診として特定健診と同時に受診できるよう実施しています。医療機関検診では、10月の1か月間は、特定健診と同時に受診できるよう、医師会に協力をお願いしています。集団検診の受診料金は委託料の1割以内としています。

(5)歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。また保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】元年度より歯周疾患検診を、40・50・60・70歳の方と血糖値の高い方を対象に実施しています。自己負担は300円です。また、歯科衛生士は常勤で配置はしていませんが、乳幼児健診・幼児食教室・栄養教室等で、複数の歯科衛生士により個別歯科指導や健康教育を実施しています。

(6)産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。妊娠歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】産婦健診の助成は産後1か月の1回ですが、産後ケアや産後ヘルパー、子育て応援弁当等の支援を充実させています。また、平成30年度より、妊娠歯科健康診査を無料で実施しています。

(7)WHOが認定した「ゲーム依存症」、とりわけ子どもの「ゲーム依存症」対策を検討してください。

【回答】保育園や小中学校などの関係機関と協力し、子どもの生活リズムの実態把握・課題の明確化を行っています。その中で、遅寝の理由の一つとしてゲームやインターネットの利用があり、

ますので、今後、ゲームやインターネットの適切な利用についての教育や啓発活動を関係機関と連携し実施していきます。

X. 予防接種について

(1) 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）に助成制度を設けてください。

【回答】流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）は、一人1回（1歳から就学時前まで）2,000円の助成券を発行しています。子どものインフルエンザは、毎年一人1回（6ヶ月から中学3年生まで）1,000円の助成券を発行しています。令和元年度より、事前申請方式から対象者全員に一斉配付方式に変更しています。また令和2年度は、対象を6ヶ月～高校3年生までに拡大、助成費用を2,000円に引き上げております。ロタウィルスワクチンは、令和2年10月より定期予防接種となり、令和2年8月生まれ以降の方は無料で接種できます。麻しんにつきましては、定期接種からもれることなく、接種期間内に接種できるよう受診勧奨しています。

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）は介護保険料の段階が1～3段階（非課税世帯）の方は、一部負担額の半額になっております。なお、生活保護世帯の方は無料となっております。また、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種助成は平成26年10月から定期接種となつたため平成26年9月で終了しておりますが、2回目の接種等について助成事業を検討しています。

i. 地域医療構想について（公的病院の存在する市町のみ）

昨年424の公的・公立病院の再編成要請があり、関係地域の住民は、不安に駆られました。そこに新型コロナ感染拡大が襲いかかりました。こうした中で、地域医療体制、医師・看護師の確保等で心配や不安がありましたらお聞かせください。

【回答】能美市立病院では令和2年4月に希望であった常勤医師の拡充はできましたが、診療科によっては不足する科もあり、今後においても簡単に補充はかなうものではないと認識しています。コロナ禍においては看護師を筆頭に、仕事に魅力を感じなかったり、モチベーションの維持が難しかったりする状況が生じていて、今後の人材確保は難しくなっていくのではないかと考えています。

ii. 生活保護について（市ののみ）

(1) 生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、厚労省の事務連絡「4.7」「5.26」「9.11」の3通知を遵守し、迅速かつ簡素に申請を認めてください。

【回答】法第7条申請保護の原則に基づき実施しております。申請相談については、相談者の課題について整理し、必要な支援も含めて対応しております。

(2) ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答】現在、査察指導員1名、ケースワーカー（現業員）3名を配置しており、国の基準数は満たしています。研修については、国や県主催の新任研修や査察指導員研修など積極的に参加するようにしています。また、社会福祉主事資格取得についても援助を行っています。

※査察指導員　　：社会福祉士主事資格研修受講中

ケースワーカー：社会福祉主事資格取得（2名）

※国の基準：ケースワーカー1人につき保護受給世帯が80世帯

- (3) 生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【回答】能美市では自立相談支援事業は委託（社会福祉協議会）で実施していますが、困窮者支援は市と連携・情報共有しながら伴走支援を行い、必要な人には生活保護制度の説明をし、適正な運用に努めています。

- (4) 夏季の冷房費相当の独自手当の新設を国に強く要望してください。夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用（更新含む）や電気代の助成を行ってください。

【回答】生活保護は、国の法定受託事務であり國の基準に基づき実施しています。能美市独自の手当は考えていません。

- (5) 埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障すること。申請時に、違法な指導指示、実態を無視した就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

【回答】生活保護の相談者には、実態やニーズ等を伺い、申請の意思を示された方には、制度の概要や趣旨を十分説明し対応しています。また、就労支援については、相談者の意思を尊重し、稼働能力に見合った支援を行っています。仕事については、シルバー人材センター・ハローワーク等と連携し、働く場の確保に努めています。

自動車保有については、國の通知に基づき柔軟に対応しています。「生活保護のしおり」への記載については、國の動向を見て判断していきたいと考えています。

※自動車保有（令和2年10月1日現在） 8名の保有容認、3人の保有保留

（内訳）通院：4名、就労（通勤）：4名 就労見込み保留3名

- (5) 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにしてください。（今年の6月15日、安倍首相は「生活保護は権利です。私たちもしっかり周知していきます」と答弁しました。）「しおり」と申請書はカウンターなどに常時置いてください。

【回答】生活保護のしおりには、生活保護利用者の権利や義務について明記し、わかりやすく説明しています。申請書は申請意思を確認でき次第、速やかに交付できるようにしています。

- (6) 国民健康保険証などの医療証をつくるよう國に強く要望してください、当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行するようにしてください。

【回答】医療機関の受診については、「診療依頼書」を発行し対応していますが、平日を含め、休日、夜間等の緊急時には、「診療依頼書」がなくても医療機関に受診できるように対応しておりますので、医療証については國に要望しておりません。

- (7) 資産申告書の提出は強要しないでください。生活保護利用者に対し、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明してください。また、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認め、その保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応してください。

【回答】被保護者の現金、預貯金、動産、不動産等の資産に関する申告は、局長通知において少なくとも12箇月ごとに行うこととされており、生活保護世帯の生計、資産等の状況を適切に把握するために必要です。今後も引き続き本人に十分説明のうえ対応していきます。